

茅ヶ崎市小規模保育事業運営法人募集要項

1 募集の趣旨

茅ヶ崎市では、保育所等への入所を希望する児童の数が高止まりしている状況です。将来の保育需要の動向を勘案して、保育施設の整備が必要であると判断した区域において小規模保育事業を新たに設置し、運営する法人を募集します。

2 応募資格

次の全ての条件を満たすこととします。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。以下同じ。)を、同法その他関係法令を遵守して適正に運営できる法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない団体であること。
- (3) 茅ヶ崎市から入札参加資格の停止の措置を受けていない法人であること。
- (4) 納付すべき税を滞納していない法人であること。
- (5) 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない法人であること。
- (6) 申請時点において既に法人格を有する法人であること。
- (7) 令和8年4月1日現在において、保育所、認定こども園(0-2歳児の受入施設)又は小規模保育事業を運営している法人であること。
- (8) 一都三県(東京都、神奈川県、千葉県又は埼玉県)に事務所又は事業所を有する法人であること。
- (9) 直近の会計年度において、小規模保育事業を経営する事業以外の事業を含む法人全体の財務内容について3年以上連続して損失を計上していない等、財務内容に重大な問題がない法人であること。

3 整備方式

次の方式で新たに整備する小規模保育事業を対象とします。

方式：賃借方式

- ・ 既存建物(当該建物の土地を含む。)を賃借して、当該建物の内装等を改修し運営する方式とします。
- ・ 更地に土地の所有者等が建物を新築し、申請者が内装等を改修して賃借する方式も可とします。
- ・ 賃借期間は、開所予定日から10年以上の期間とします。
- ・ 不動産の確保は、申請者が自らするものとします。

4 募集する小規模保育事業の区分等

小規模保育事業の区分は、茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年茅ヶ崎市条例第49号。以下「条例」という。)に規定する小規模保育事業A型とします。

5 設置場所の条件

次の全ての条件を満たすこととします。

(1) 整備募集区域及び募集数

募集区域	募集施設	募集数
D 区域→共恵、南湖(JR東海道線以南のみ)、松尾、柳島 (新湘南バイパス以东のみ)、柳島海岸、浜見平 その他の区域→なし	小規模保育事業	1施設

※A～E区域に該当する区域及び区域別の保留児童数(令和8年4月1日時点)は、本募集要項巻末の参考資料を御覧ください。

※設置場所が、上記募集区域のうち共恵以外の区域に位置しているかどうかは、評価項目の1つとなります。

(2) 計画地が都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項の規定による市街化区域であり、本公募に係る小規模保育事業の整備が見込める土地であること。

(3) 茅ヶ崎市のまちづくりに係る関係課(建築指導課、開発審査課、消防本部予防課、衛生課、公園緑地課(公園に隣接している場合のみ。))と協議を行い、関係各課との協議内容報告書を提出すること(9(3) 提出書類を参照。)

特に建築基準法(昭和25年法律第201号)の保育所の要件を満たすよう、建築指導課とは入念に調整を行うこと。

※申請の提出後、当課より関係各課へ協議内容の確認をします。

(4) 既存の認可保育所等及び幼稚園から一定の距離があること。

※公設公営の既存保育所については、一定の距離を確保する必要はありません。

※9(1) 事前相談において、一定の距離が確保されているか確認します。

(5) 小規模保育事業を運営するにあたり、風俗営業等を行う施設が近隣にない場所の選定に努めること。
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第22条第1号口(3) 及び(4) を参照)。

6 施設の条件

次の全ての条件を満たすこととします。

(1) 整備する小規模保育事業所は、児童福祉法、条例、茅ヶ崎市家庭的保育事業等の認可・確認等事務取扱要綱(平成27年4月1日施行。以下「要綱」という。)その他関係法令を満たすこと。

(2) 賃借する建物が建築基準法の新耐震基準を満たしていること(昭和56年6月1日以後に建築確認を受けていること。)

(3) 建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)その他関係法令の要件を遵守していること。(検査済証又は検査済証交付年月日の記載のある台帳記載事項証明書を添付すること(9(3) 提出書類を参照。添付がない場合は、本事業の対象外となります。))。

また、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(平成7年神奈川県条例第5号)については可能な限り適合するよう努めること。

(4) 災害時の避難及び不審者侵入時の退避の際の必要性の観点から、建物からの2方向避難が可能なレイアウトとし、避難経路が重複しないようにすること。

7 運営の条件

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年茅ヶ崎市条例第48号)その他の関係法令のほか、次の全ての条件を満たすこととします。

(1) 定員規模

6人以上19人以下とし、次の点に配慮すること。

- ・ 1・2歳児の定員が多くなるような定員構成とすること。
- ・ 0歳児の定員3名は必須とすること。
- ・ 0歳児からの持ち上がり以外に1歳児が入所できるように0歳児と1歳児の定員の差を設けること。
また、この差は0歳児の定員以上とすること。(例:0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名)

※入所児童の調整は市で行いますが、定員数どおりの入所を保証するものではありません。

(2) 入所対象児童

生後6か月から3歳未満(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含む。)

※生後57日目以降からの受け入れも可とします。

(3) クラス編成

0歳児クラスから2歳児クラスまで

(4) 職員配置

条例及び要綱に規定する職員の配置基準並びに特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。)に関し「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(令和5年こ成保385文科初第483号。以下「留意事項」という。)に定める職員構成(別紙6Ⅱ1(2) 基本分単価に含まれる職員構成を参照。)を充足すること。

(5) 開所日

月曜日から土曜日までの午前7時から午後6時まで

※保育標準時間認定に係る時間外保育は、月曜日から土曜日までの午後6時から午後7時までを基本としますが、午後8時までとする提案も可能です。

※土曜日の時間外保育を実施しない予定がある場合は、その旨を事業計画書(9 (3) 提出書類を参照。)に明記してください。

(6) 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を基本とする。

※休日の開所についての提案も可能です。

(7) 給食

自園調理方式により提供すること。

※条例第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する方法も可とします。

※「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付児発第86号)を遵守する場合は、自園調理において調理業務を委託することも可とします。

(8) 開所年月日

原則として、令和9年4月1日までに開所すること。

(9) 近隣住民対応

近隣住民との良好な関係を確保すること。

- ・申請前に必ず、整備計画の内容等について自治会及び近隣住民に説明を行い、小規模保育事業整備について了承を得るよう努めること。

※近隣住民への説明の経過は、**近隣住民への説明状況報告書に記載**して提出すること(9 (3) 提出書類を参照。)

※近隣住民への説明にあたっては、説明資料等を用意したうえで**直接会って**説明を丁寧に行うよう努めること。また、近隣住民が不在の場合には、日時を変えて再度訪問し、極力、説明資料のポスト投函のみにならないようにすること。

※自治会の区域については茅ヶ崎市の市民自治推進課で確認し、複数の自治会が隣接する区域である場合には、各自治会へ説明を行うこと。

- ・運営法人として決定した後は、近隣住民への説明を再度行うこと。
- ・近隣住民との対応については、申請者の責任で対応すること。
- ・近隣住民から御意見をいただいた場合には、迅速かつ適切に対応すること。

(10) 特別保育等

休日保育及びこども誰でも通園制度の実施について検討すること。

※休日保育又はこども誰でも通園制度の実施は、評価項目の1つとなります。

(11) 送迎車両の停車スペース等の確保

近隣地域と交通問題を生じさせないように、また、普通自動車や自転車で送迎することができるよう、駐車スペースや駐輪スペースを確保すること。

(12) 連携施設

条例第 7 条の規定に基づき、適正かつ確実な保育を行い、また、地域の保育を必要とする児童が卒園後も継続的に保育を受けられるようにするため、連携施設の確保に努めること。

※応募書類の提出時に、連携施設確保に係る協議報告書(9 (3) 提出書類を参照。)により連携施設の確保に向けた協議状況を確認し、審査において評価に反映します。

※連携施設の設定等の詳細については、別途「地域型保育事業者における連携施設に関するガイドライン」を参照してください。

8 施設整備及び運営に係る補助金

(1) 施設整備に係る補助金

賃貸物件等による小規模保育事業の設置及び改修等に要する費用については、国の補助金に基づき、21,965,000 円を上限に補助します。ただし、対象経費(改修整備、賃借料等)の実支出額が29,287,000 円を下回る場合は、実支出額に3/4を乗じた金額(千円未満切捨て)とします。

※対象経費となる「備品の購入に要する経費」は、茅ヶ崎市物品会計規則(昭和47年茅ヶ崎市規則第16号)に規定する備品が対象となります(取得価格又は評価価格が10万円以上のもの。消耗品等は対象外となります。)

※施設整備の施工業者決定については、茅ヶ崎市の入札制度に準じてください。(130万円超の工事は、一般競争入札となります。)

※施設整備の工事は、令和8年度中に着手し、令和8年度中に完了してください(原則、繰り越しはできません。また、申請時の額を上限額とします。)

※補助金の支払い時期は、令和9年5月末を予定しています。

※この補助金の内容については、今後の国・県の動向により、見直しをする場合があります。

(2) 運営費に係る補助金

告示に基づく運営費及び茅ヶ崎市こども育成部保育課所管に係る補助金交付要綱(平成5年4月1日施行)又は茅ヶ崎市こども育成部保育課所管に係る社会福祉法人助成要綱(平成12年4月1日施行)に定める補助金等を市から支払います。

※保護者の利用者負担額(保育料)は小規模保育事業所で徴収することとなりますので、告示に基づく額については、保育料を差し引いた額を市より支払います。

※管理者(園長)について、留意事項に定める要件に該当しない場合には、告示に基づき市からお支払いする運営費が減算されますので、御留意ください。

(3) 賃借料に係る補助金について

開設前の改修期間の賃借料(工事期間中のものに限る。)は、(1) 施設整備に係る補助金の対象となります。また、運営開始後の賃借料については、告示に基づく賃借料加算により、建物の賃借料を補助します。

9 申請手続

(1) 事前相談

計画地が本募集要項の条件に適合するか等の確認をしますので、申請の前に必ず事前相談をしてください(事前相談がない場合は申請を受け付けません。)。

事前相談の日時については、調整のうえ決定しますので、まずはお電話にて御連絡ください。

なお、事前相談は計画地ごととし、相談期間中に計画地を変更した場合には、再度事前相談を行ってください。また、各種通知・要綱等は、申請者にて取得してください。

ア 相 談 期 間 : 令和8年7月27日(月) から令和8年9月11日(金)まで(土日・休日を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

イ 連 絡 先 : 茅ヶ崎市こども育成部保育課 市川・石川

【 電話番号 : 0467-81-7173(直通) 】

ウ 持 参 書 類 : 事前相談依頼書、計画地の場所が分かる地図、最新の平面図、土地・建物の登記全部事項証明書、公図の写し、関係各課協議結果報告書

※関係各課協議は、事前相談の時点では完了していても支障ありませんが、申請時に協議済でない場合には申請を受け付けませんので御注意ください。

(2) 本募集要項への質問

本募集要項への質問を次のとおり受け付けます。なお、いただいた質問に対する回答については、本募集要項に記載の内容と同等の効力を有するものとして扱います。

ア 受 付 期 間 : 令和8年7月27日(月) から令和8年9月11日(金)まで(土日・休日を除く。)

イ 質 問 方 法 : 電子メール

【メールアドレス : hoiku@city.chigasaki.kanagawa.jp 】

※任意の様式の文書に質問事項と申請者名を記載して送付してください。

※送信前又は送信後に、お電話での御連絡をお願いします。

ウ 回 答 方 法 : 茅ヶ崎市ホームページの本募集に係るページに掲載して回答します。

※令和8年9月15日(火) 頃に掲載する予定です。

(3) 応募申請

応募の申請は、次のとおり受け付けます（郵送での申請は**不可**）。提出書類の確認をしますので、御提出いただく際には事前に御連絡ください。

ア 受付場所：茅ヶ崎市こども育成部保育課（茅ヶ崎市役所本庁舎1階）

イ 受付期間：令和8年7月27日（月）から令和8年9月30日（水）まで（土日・休日を除く。）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

※受付期間を過ぎてからの追加書類の提出や、計画の変更（図面変更や管理者など保育体制の変更）は、こちらから求めた場合を除き、認められません。

ウ 提出書類：次の表のとおり。

	提出書類	様式	摘要
表紙	提出書類一覧表	別紙	
①	申請書	様式1	
②	運営法人の概要	様式2	○登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、法人代表者の履歴書、定款及びパンフレットなどを添付すること。
③	事業計画書	様式3	○全体的な計画（保育課程）、年間行事予定表、デイリープログラム、管理者予定者履歴書などを添付すること。
④	整備予定の小規模保育事業の地図及び平面図	任意様式	○屋外遊戯場について公園等の代替場所を利用する場合には、地図に当該代替場所の位置及び計画地からの経路を記載すること。 ○平面図には、小規模保育事業内の諸室配置及び保育室の面積（壁芯面積及び有効面積）を記載すること。 ○平面図の作成にあたっては現地を十分に確認し、計画に事後的な変更が生じないように留意すること。
⑤	土地・建物の登記全部事項証明書	—	○計画地を明示した公図の写しを添付すること。
⑥	計画地の現況写真	任意様式	○正本・副本ともにカラー写真を用意すること。 ○計画地の隣接地を全て確認できるように撮影すること。 ○屋外遊戯場について公園等の代替場所を利用する場合には、当該代替場所の状況を確認することができる写真を添付すること。 ○計画地、代替場所のいずれの写真についても、どこから撮影したか分かるよう、撮影地点及び撮影方向を示した地図を添付すること。
⑦	整備内容のわかる見積書の写し	任意様式	○工事費等の概算見積書を添付すること（設計士が作成した見積書であっても可とする。）。)
⑧	整備スケジュール	任意様式	○入札時期、契約時期、開発許可・開発工事、建築確認、建築工事、開所日などが分かるように記載すること。 ○運営法人として選定された後に整備スケジュールに変更が生じた場合は、随時報告すること。 ※開所年月日の変更は認めません。

⑨	賃借物件の概要を示す書類	—	○物件の所在地、賃料などが分かる書類を提出すること。
⑩	賃借物件が建築基準法及び新耐震基準に適合していることを示す書類	—	○次の書類をいずれも提出すること。 ・ 検査済証又は検査済証交付年月日の記載がある台帳記載事項証明書の写し ・ 確認済証の写し
⑪	賃借物件の耐火性能(建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること)を示す書類	—	○建築確認申請書の写しを提出してください。 ※乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合のみ提出してください。 ※建築確認申請書の写しを入手できない場合は申請を受け付けません。
⑫	物件を確実に賃借できることを証明する書類	—	○賃貸借契約の仮契約書の写しなど、賃借期間及び賃借料月額 of いずれも明記されている書類を提出すること。 ○契約の相手方が所有権取得予定の者である場合には、相手方が所有権を確実に取得できることを証明する書類を添付すること。
⑬	賃借料の水準に関する書類	様式4	○比較する物件の面積や月額賃借料等がわかるチラシ、ホームページを印刷したものなどを添付すること。
⑭	資金計画書	様式5	○自己資金等の内容が分かる残高証明書(直近1ヶ月以内の日付のもの)を添付すること。
⑮	収支予算書	様式6	○開所から3年度分を記入すること。
⑯	法人決算書	—	○直近3年分の決算書・申告書一式を提出すること。
⑰	納税証明書の写し	—	○国・都道府県・市町村へ納付すべき税の未納がないことを証明する書類であって、入手できる最新のものを提出してください。 ・ 国税の場合 : 納税証明書その3の3 ・ 都道府県・市町村税の場合 : 納税証明書など ※不明な場合は、税務署等で確認してください。
⑱	連携施設確保に係る協議報告書	参考様式	○連携施設の確保に向けた協議状況を記入すること。
⑲	既設保育園等の概要	様式7	
⑳	既設保育園等の地図・平面図	任意様式	
㉑	既設保育園等の決算書	—	○直近1年分を提出すること。
㉒	既設保育園等の直近の所管官庁監査結果の写し	—	

⑳	近隣住民等への説明状況報告書	様式8	○管轄自治会及び隣接自治会に対しても説明を実施すること。 ○近隣住民等への説明の状況を示す地図、説明時に配布した説明資料等を添付すること。
㉑	関係各課との協議内容報告書	様式9	

※申請書類の様式は、茅ヶ崎市ホームページからダウンロードしてください。

※㉑について

こども家庭庁ホームページ掲載の「子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト」を参考に試算してください。ただし、更新がされていない可能性があるため、あくまで参考としてください。

※㉒～㉔について

申請者が運営している既存保育園等が複数ある場合には、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所の順に従い、記載する施設区分を選択してください。当該施設区分に複数の既設施設がある場合は、資料を十分に提出することができる事業所を1つ選択し、㉒～㉔の書類を作成してください。

エ 提出部数：正本1部、副本7部

※正本及び副本は、いずれも次のとおりファイリングしてください。

- ・ 1部ずつA4ファイルに綴ること。
- ・ 提出書類の番号(①から㉔まで)のインデックスを付けた合紙を挟むこと。
- ・ 提出書類はできるだけA4サイズで統一してください(両面刷り可。)

※印刷やファイリングが間に合わない等の理由により応募の申請の受付期間内に正本1部及び副本7部を提出することが難しい場合には、受付期間内に正本1部の提出をもって申請を受け付けることとします。

ただし、残りの部数については、10月2日(金)までに必ず御提出ください。

10 運営法人の決定

運営法人は、次に示すとおり応募資格審査後の選定を経て、令和8年11月中旬頃に茅ヶ崎市長が決定します(運営法人の決定は、当該小規模保育事業の認可を決定し、又は確約するものではありません。)

(1) 応募資格審査

提出された申請書類に基づき、応募資格の審査を行います。

(2) 選定

応募資格審査で応募資格があると認めた申請者を対象に、次の評価項目に基づく選定を行います。選定は、茅ヶ崎市保育所設置者等選定委員会において申請書類の審査と申請者に対するヒアリング(プレゼンテーション及び質疑応答)を実施する形式で行う予定です(令和8年10月下旬に実施予定。)

※ヒアリングで利用できる書類は、既に提出済みの申請書類のみとなりますので御注意ください。

※ヒアリングに先立ち、運営している保育施設を見学させていただくことがあります。

※選定結果については、応募のあった全ての申請者に文書にて通知します。

- (選定の評価項目)
- ① 保育理念
 - ② 保育運営(全体的な計画(保育課程)など)
 - ③ 管理者
 - ④ 職員配置
 - ⑤ 採用計画
 - ⑥ 不動産計画
 - ⑦ 資金計画・収支予算書
 - ⑧ 小規模保育事業施設(建物内外)
 - ⑨ 利用者の利便性(駐車場など)
 - ⑩ 周辺環境
 - ⑪ 近隣住民等への説明状況(管轄自治会・隣接自治会を含む)
 - ⑫ 計画地の場所
 - ⑬ 休日保育、こども誰でも通園制度の実施
 - ⑭ 法人運営状況
 - ⑮ 法人財務状況
 - ⑯ 連携施設の確保に係る協議状況
 - ⑰ 災害等のリスクへの対応状況

11 スケジュール

令和9年4月開所までのスケジュール概要は以下のとおりです。

日付		内容
令和8年	7月27日	事前相談・質問・申請受付開始
	9月11日	事前相談・質問受付終了
	9月15日ごろ	質問に対する回答掲載
	9月30日	申請受付終了
	10月下旬	ヒアリング、選定
	11月中旬	運営法人決定通知送付
	11月中旬～	施設整備工事入札・着工、補助金申請・決定
令和9年	2月～3月	認可申請・現地確認、運営基準に係る確認申請、竣工、開設準備
	3月末	実績報告
	4月1日	開所

12 その他

- (1) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 必要があると認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (3) **応募に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。**
- (4) 補助金の申請や実績報告の際は、別に茅ヶ崎市が示す様式を用いて書類等を提出してください。
- (5) 申請者の提出書類の著作権は、作成した申請者に帰属します。ただし、選定結果及び提案内容等を公表する場合その他市が必要と認めるときは、無償で提出書類の一部を使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は、茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号)に規定する行政文書となることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。ただし、申請者の正当な利益を害するおそれのあるものは公開の対象とはなりません。
- (7) 施設整備及び賃借料に係る補助金については、国の補助金を活用する事業であるため、国の補助金の交付決定が受けられない場合には事業を中止することがあります。

- (8) 運営法人の決定後に申請内容に虚偽の内容が含まれていることが明らかになった場合や申請内容に変更が生じた場合など、申請内容どおりの履行がされないおそれが生じた場合又はその履行が明らかに困難なものとなった場合には、選定の結果を取り消すことがあります。また、提案された計画地において小規模保育事業ができないこととなった場合には、選定の結果を取り消します。

なお、選定の結果の取消しにより運営法人にいかなる損害が生じたとしても、茅ヶ崎市は一切の責任を負わず、補償等はいりません。

- (9) 茅ヶ崎市内で幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業又は認可外保育施設を運営している者が申請する場合には、当該既存施設の現在の定員が減らないように留意してください。
- (10) 本募集により設置する小規模保育事業について、将来的に閉所する場合や保育内容の重要な事項（定員、施設長、保育室の配置など）を変更する場合には、市と協議のうえ、1年以上の準備期間を設けてください。

ただし、保育の安定性の観点から、施設長候補者は、運営法人として決定された日から開園後1年を経過する日までの間に変更しないこととし、やむを得ない事情により変更する場合には、市に事前に報告してください。

- (11) 本募集に関して、申請者が茅ヶ崎市保育所設置者等選定委員会委員に対して、直接・間接を問わず接触することを禁じます。
- (12) 本募集要項に記載されている法令や通知等が改正・変更された場合は、改正・変更後の内容を優先して適用するものとします。

13 問合せ先

茅ヶ崎市こども育成部保育課 市川・石川

所在地 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7173(直通)

FAX 0467-82-1435

電子メール hoiku@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

【参考資料】

1. A～E区域に該当する区域

A 区域	鶴が台、松風台、香川、みずき、甘沼、堤、芹沢、行谷、下寺尾 ※募集区域対象外
B 区域	元町、本村、赤羽根、高田、室田、菱沼、松林、小桜町、小和田、代官町、 本宿町、赤松町 ※募集区域対象外
C 区域	茅ヶ崎、新栄町、十間坂、下町屋、浜之郷、矢畑、円蔵、西久保、今宿、 平太夫新田、萩園 ※募集区域対象外
D 区域	共恵、南湖、中島、松尾、柳島、柳島海岸、浜見平 ※募集区域は、上記のうち共恵、南湖(JR東海道線以南のみ)、松尾、柳島(新湘南バイパス以东のみ)、柳島海岸、浜見平となります。
E 区域	若松町、幸町、中海岸、東海岸北、東海岸南、浜竹、松浪、出口町、 ひばりが丘、美住町、常盤町、富士見町、汐見台、緑が浜、旭が丘、松が丘、 平和町、菱沼海岸、浜須賀、白浜町 ※募集区域対象外

※ 今回の募集対象区域は、D 区域の一部に限定しておりますので、御注意ください。

2. 区域別の保留児童数(令和8年4月1日時点)

年齢	A 区域	B 区域	C 区域	D 区域	E 区域
0 歳	7	22	7	4	14
1、2 歳	12	55	38	23	32
3～5 歳	1	17	42	7	15
合計	20	94	87	34	61

3. D 区域における保育需要

D 区域内の浜見平地内においては、令和8年10月末に工事の完了を予定する大規模な分譲戸建住宅の開発行為が進められています。当該戸建住宅への入居に伴い想定される保育需要の増加に対応するため、D 区域のうち浜見平周辺において、保留児童数の多い 0～2 歳児の保育需要に応える小規模保育事業を募集することとします。

なお、D 区域よりも保留児童数の多い区域(2の表を参照してください。)については、他の施設整備事業による受け皿の確保又は保育士確保対策事業による定員割れ対策による対応を進めています。